

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A県B市所在のC会社に雇用され、事務職として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、普通乗用自動車を運転し出勤途中、A県D市内の交差点で信号待ちのため停車していたところ、普通乗用自動車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故当日、E病院に受診し「腰椎捻挫、頸椎捻挫、左膝関節打撲傷」と診断され、翌〇日にはF整形外科クリニックに受診し「頸部、腰部挫傷、左膝挫傷」と診断され加療した。

請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業給付を請求したところ、監督署長は療養のため休業を要するとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に発生した私的な自動車事故（以下「私的事件」という。）により受傷し、E病院に受診したところ「頸椎捻挫、腰椎捻挫、

頰椎椎間板ヘルニアの疑い、末梢神経障害」と診断され、同病院及びF整形外科クリニックにおいて、本件事故の発生直前まで通院加療している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間に係る休業給付の請求について、療養のため労働することができない日とは認められず、休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、私的事故の受傷によりG医師の治療を受けており、同医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、平成〇年〇月〇日の初診時における傷病名を「頰椎捻挫、腰椎捻挫」とし、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間で休業を必要と認められる期間について「約1週間」と述べている。

さらに、同医師は、本件事故時にも請求人を診察し、治療しており、上記意見書において、平成〇年〇月〇日受診時の傷病名を「腰椎捻挫、頰椎捻挫、膝関節打撲」、新たな外傷所見や頰部及び腰部の症状の悪化については、「不明」、治療内容は「保存的加療」、休業について「休業の指示なし」、参考意見として「2回目のMRIでも異常なし」と述べている。

(2) 請求人が提出した休業給付支給請求書の診療担当者(H医師)の証明欄をみると、療養のため労働することができなかつたと認められる期間について、「出たり休んだりした期間がある為、当方では詳細不明」との記載が認められる。H医師はこのことに関し、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「他覚所見が乏しい為、医師の側から積極的に休業を指示する状況ではなかつたが、自覚

症状が甚だしく強かった為、本人の判断に任すしかなかったと思われる。」と述べている。なお、同医師は平成〇年〇月〇日の電話照会においても、請求人の勤務状況について、「受診していた間、仕事に出たり、休んだりしていたようであるが、不規則な出勤をしていたようであり、出勤状況までは確認していない。

(中略) 意見を求められても難しい状況である。」との意見を述べている。

(3) このように、G医師、H医師は、請求人に対し、本件事故による療養のため、明確な休業の指示はしていないことが確認できる。

(4) 当審査会としては、両医師が請求人に対して本件事故に係る療養のため、医学的判断から休業を指示したとは認められない以上、療養のため労働することができないために賃金を受けなかったとする労災保険法所定の休業給付の支給要件には該当しないと判断する。

なお、その余の請求人の主張は本件結論を左右しない。

3 以上のおりであるから、請求人の本件請求期間については、療養のため労働することができない日とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。